

独立行政法人造幣局の役員の任命について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第4項の規定に基づき、独立行政法人造幣局の役員を任命したので、同条第5項の規定に基づき次のとおり公表する。

独立行政法人造幣局

理事長 後 藤 健 二

佐 藤 雄 作

独立行政法人造幣局理事に任命する

（以上令和5年10月1日）